

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 規 則

○宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税 務 課) 一

## 訓 令 甲

○宮城県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

(税 務 課) 七

## 告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

(障害福祉課) 一一

○県営土地改良事業の換地処分

(農村整備課) 一一

○保安林の指定の解除

(森林整備課) 一一

○道路の区域変更(三件)

(道路課) 一一

○道路の供用開始(四件)

(道 路 課) 一一

○土地改良区の定款変更の認可

(東部地方振興事務所) 一三

○令和四年度自衛官候補生の募集

(市町村課) 一三

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定自立支援医療機関の指定

(精神保健推進室) 一三

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退

( ) 一三

○政府調達に関する協定の適用を受ける落札者の決定

(事業管理課) 一四

○開発行為に関する工事の完了(二件)

(建築宅地課) 一四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件)

(高校教育課) 一四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(警察本部会計課) 一五

ページ

## 選挙管理委員会

○証票の無効

## 監査委員

○外部監査人の監査の事務の補助

## 規 則

一七

一七

宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十五号

宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県税条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三十九条の三第一項中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

様式第三十九号(その一)を次のように改める。

様式第39号 (その1)

(表)

第 号  
年 月 日

所在地  
法人名

宮城県

所長 印

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税更正 (決定)

法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税の 過少申告 不申告 重加算金決定 通知書兼徴収金納額告知書

地方税法第20条の9の3第4項(第55条, 第72条の39, 第72条の41, 第72条の41の2)の規定によって下記のとおり更正・決定し(同法第72条の46(第72条の47)の規定によって加算金を決定し)たので通知します。

なお, 不足税額及びその他の徴収金を指定納期限までに同封の納付書により, 納付書記載の納付場所に納付してください。

|                  |  |       |                  |  |
|------------------|--|-------|------------------|--|
| この通知により納付すべき税額等  |  | 指定納期限 | この通知により減少する税額等   |  |
| 法人県民税            |  |       | 法人県民税            |  |
| 法人事業税            |  |       | 法人事業税            |  |
| 特別法人事業税又は地方法人特別税 |  |       | 特別法人事業税又は地方法人特別税 |  |
| 過少申告加算金          |  | 法定納期限 | 過少申告加算金          |  |
| 不申告加算金           |  |       | 不申告加算金           |  |
| 重加算金             |  |       | 重加算金             |  |
| 合計               |  |       | 合計               |  |

| 課税番号                                | 事業年度又は連結事業年度       | 申告区分  | 申告期限  | 申告年月日   | 税務官署処理年月日 |  |
|-------------------------------------|--------------------|-------|-------|---|-----------|--|
|                                     | 年 月 日から<br>年 月 日まで |       |       |   |           |  |
| 事業税                                 |                    |       | 県民税   |   |           |  |
| 課税標準                                |                    | 税率    | 税額    | 使途秘匿金税額等  |           |  |
| 所得割                                 | 総額                 |       |       | 課税標準となる法人税額の総額  |           |  |
|                                     | 年 万円以下の金額          |       |       | 本県分の課税標準となる法人税額   |           |  |
|                                     | 年 万円以下の金額          |       |       | 法人税割額   |           |  |
|                                     | 年 万円を超える金額         |       |       | 道府県民税の特定寄附金税額控除額  |           |  |
|                                     | 計                  |       |       | 税額控除超過額相当額の加算額  |           |  |
|                                     | 軽減税率不適用の金額         |       |       | 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額<br>外国の法人税等の額の控除額 |           |  |
| 付加価値割                               | 総額                 |       |       | 仮装経理に基づく法人税額の控除額  |           |  |
|                                     | 付加価値額              |       |       | 利子割額の控除額  |           |  |
| 資本割                                 | 総額                 |       |       | 差引法人税割額   |           |  |
|                                     | 資本金等の額             |       |       | 既に納付の確定した当期分の法人税割額  |           |  |
| 収入割                                 | 総額                 |       |       | 租税条約の実施に係る法人税割額の控除額   |           |  |
|                                     | 収入金額               |       |       | 既還付請求利子額が過大である場合の納付額  |           |  |
| 合計事業税額                              |                    |       |       | 過不足法人税割額  |           |  |
| 平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額    |                    |       |       | 算定期間中において事務所等を有していた月数                                       |           |  |
| 事業税の特定寄附金税額控除額                      |                    |       |       | 均等割額  |           |  |
| 仮装経理に基づく事業税額の控除額                    |                    |       |       | 既に納付の確定した当期分の均等割額   |           |  |
| 既に納付の確定した事業税額                       |                    |       |       | 過不足均等割額   |           |  |
| 租税条約の実施に係る事業税額の控除額                  |                    |       |       | 利子割還付額  |           |  |
| 差引過不足事業税額                           |                    |       |       | 減少する法人税割額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う繰越控除税額                        |           |  |
| 内訳                                  | 所得割                | 付加価値割 | 各種加算金 | 過少申告加算金   |           |  |
|                                     | 資本割                | 収入割   |       | 不申告加算金  |           |  |
| 減少する事業税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う繰越控除税額 |                    |       |       | 重加算金  |           |  |
| 特別法人事業税又は地方法人特別税                    |                    |       | 分割基準  | 県民税   |           |  |
| 課税標準                                |                    | 税率    |       | 税額  | 総数<br>本県  |  |
| 所得割に係る特別法人事業税又は地方法人特別税              |                    |       |       | 従業者, 固定資産価額, 軌道延長   |           |  |
| 収入割に係る特別法人事業税又は地方法人特別税              |                    |       |       | 総数<br>本県  |           |  |
| 合計特別法人事業税又は地方法人特別税                  |                    |       |       | 事務所等, 発電用固定資産, 電力容量   |           |  |
| 仮装経理に基づく特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額      |                    |       |       | 総数<br>本県  |           |  |
| 既に納付の確定した特別法人事業税額又は地方法人特別税額         |                    |       |       | 総数<br>本県  |           |  |
| 租税条約の実施に係る特別法人事業税又は地方法人特別税の控除額      |                    |       |       | 総数<br>本県  |           |  |
| 差引過不足特別事業税額又は地方法人特別税額               |                    |       |       | 売上高<br>総数<br>軌道等  |           |  |

(裏)

- 1 不足税額に対しては、不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に納期限（申告納期限）の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.6%（この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については年7.3%）の割合（平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した金額（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）の延滞金を加算して納めてください（地方税法第56条第3項及び第72条の44第3項の規定による控除期間がある場合は、延滞金の計算期間から除きます。）。なお、法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の延滞金の計算は、法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の合算額によって行うこととなります。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- 3 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第三十九号(その二)を次のように改める。

様式第39号 (その2)

(表)

第 号  
年 月 日

所在地  
法人名

宮城県

所長 印

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税更正 (決定)

法人事業税・特別法人事業税の <sup>過少申告</sup> <sub>不申告</sub> 加算金決定 通知書兼徴収金納額告知書  
重

地方税法第20条の9の3第4項(第55条、第72条の39、第72条の41、第72条の41の2)の規定によって下記のとおり更正・決定し(同法第72条の46(第72条の47)の規定によって加算金を決定し)たので通知します。

なお、不足税額及びその他の徴収金を指定納期限までに同封の納付書により、納付書記載の納付場所に納付してください。

| この通知により納付すべき税額等                     |                    |            |       | 指定納期限                                      | この通知により減少する税額等                       |           |                 |  |
|-------------------------------------|--------------------|------------|-------|--|--------------------------------------|-----------|-----------------|--|
| 法人県民税                               |                    |            |       |  | 法人県民税                                |           |                 |  |
| 法人事業税                               |                    |            |       |  | 法人事業税                                |           |                 |  |
| 特別法人事業税                             |                    |            |       |  | 特別法人事業税                              |           |                 |  |
| 過少申告加算金                             |                    |            |       |  | 過少申告加算金                              |           |                 |  |
| 不申告加算金                              |                    |            |       |  | 不申告加算金                               |           |                 |  |
| 重加算金                                |                    |            |       |  | 重加算金                                 |           |                 |  |
| 合計                                  |                    |            |       |  | 合計                                   |           |                 |  |
| 課税番号                                | 事業年度又は連結事業年度       | 申告区分       | 申告期限  |  | 申告年月日                                | 税務官署処理年月日 |                 |  |
|                                     | 年 月 日から<br>年 月 日まで |            |       |  |                                      |           |                 |  |
| 事業税                                 |                    |            |       | 県民税  |                                      |           |                 |  |
|                                     | 課税標準               | 税率         | 税額    |  | 使途秘匿金税額等                             |           |                 |  |
| 1号事業又は2号事業                          | 所得割                | 総額         |       |  | 課税標準となる法人税額の総額                       |           |                 |  |
|                                     |                    | 年 万円以下の金額  |       |  | 本県分の課税標準となる法人税額                      |           |                 |  |
|                                     |                    | 年 万円以下の金額  |       |  | 法人税割額                                |           |                 |  |
|                                     |                    | 年 万円を超える金額 |       |  | 道府県民税の特定寄附金税額控除額                     |           |                 |  |
|                                     |                    | 計          |       |  | 税額控除超過額相当額の加算額                       |           |                 |  |
| 付加価値割                               | 総額                 |            |       | 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 |                                      |           |                 |  |
|                                     | 付加価値額              |            |       | 外国の法人税等の額の控除額                              |                                      |           |                 |  |
| 資本割                                 | 総額                 |            |       | 仮装経理に基づく法人税額の控除額                           |                                      |           |                 |  |
|                                     | 資本金等の額             |            |       | 差引法人税割額                                    |                                      |           |                 |  |
| 収入割                                 | 総額                 |            |       | 既に納付の確定した当期分の法人税割額                         |                                      |           |                 |  |
|                                     | 収入金額               |            |       | 租税条約の実施に係る法人税割額の控除額                        |                                      |           |                 |  |
| 3号事業                                | 所得割                | 総額         |       |  | 過不足法人税割額                             |           |                 |  |
|                                     |                    | 所得割額       |       |  | 算定期間中において事務所等を有していた月数均等割額            |           |                 |  |
|                                     | 付加価値割              | 総額         |       |  | 既に納付の確定した当期分の均等割額                    |           |                 |  |
|                                     |                    | 付加価値額      |       |  | 過不足均等割額                              |           |                 |  |
|                                     | 資本割                | 総額         |       |  | 減少する法人税割額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う繰越控除税額 |           |                 |  |
| 資本金等の額                              |                    |            |       |  |                                      |           |                 |  |
| 収入割                                 | 総額                 |            |       |  |                                      |           |                 |  |
|                                     | 収入金額               |            |       |  |                                      |           |                 |  |
| 4号事業                                | 付加価値割              | 総額         |       |  | 各種加算金                                | 過少申告加算金   |                 |  |
|                                     |                    | 付加価値額      |       |  |                                      | 不申告加算金    |                 |  |
|                                     | 資本割                | 総額         |       |  |                                      | 重加算金      |                 |  |
|                                     |                    | 資本金等の額     |       |  |                                      |           |                 |  |
| 収入割                                 | 総額                 |            |       |  |                                      |           |                 |  |
|                                     | 収入金額               |            |       |  |                                      |           |                 |  |
| 合計事業税額                              |                    |            |       |  |                                      |           |                 |  |
| 事業税の特定寄附金税額控除額                      |                    |            |       | 仮装経理に基づく事業税額の控除額                           |                                      |           |                 |  |
| 既に納付の確定した事業税額                       |                    |            |       | 租税条約の実施に係る事業税額の控除額                         |                                      |           |                 |  |
| 差引過不足事業税額                           |                    |            |       |  |                                      |           |                 |  |
| 1号事業又は2号事業                          | 所得割                | 付加価値割      |       |  | 分割基準                                 | 県民税       | 総数              |  |
|                                     |                    | 資本割        |       |  |                                      |           | 本県              |  |
|                                     | 3号事業               | 所得割        | 付加価値割 |  |                                      | 事業税       | 従業者、固定資産価額、軌道延長 |  |
|                                     |                    | 資本割        | 収入割   |  |                                      |           | 総数              |  |
| 4号事業                                | 所得割                | 付加価値割      |       | 本県   | 事務所等、発電用固定資産、電力容量                    |           |                 |  |
|                                     | 資本割                | 収入割        |       | 総数   |                                      |           |                 |  |
| 減少する事業税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う繰越控除税額 |                    |            |       |  |                                      |           |                 |  |
| 特別法人事業税                             |                    |            |       |  |                                      |           |                 |  |
| 課税標準                                |                    | 税率         | 税額    |  | 売上高                                  | 総数        |                 |  |
| 1号事業の所得割に係る特別法人事業税額                 |                    |            |       | 軌道等  |                                      |           |                 |  |
| 2号事業の収入割に係る特別法人事業税額                 |                    |            |       |  |                                      |           |                 |  |
| 3号事業の収入割に係る特別法人事業税額                 |                    |            |       |  |                                      |           |                 |  |
| 4号事業の収入割に係る特別法人事業税額                 |                    |            |       |  |                                      |           |                 |  |
| 合計特別法人事業税                           |                    |            |       |  |                                      |           |                 |  |
| 仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額                |                    |            |       | 既に納付の確定した特別法人事業税額                          |                                      |           |                 |  |
| 租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額              |                    |            |       | 差引過不足特別法人事業税額                              |                                      |           |                 |  |

(裏)

- 1 1号事業とは地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業を、2号事業とは同項第2号に掲げる事業を、3号事業とは同項第3号に掲げる事業を、4号事業とは同項第4号に掲げる事業をいいます。
- 2 不足税額に対しては、不足税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に納期限(申告納期限)の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.6%(この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については年7.3%)の割合(平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第15条の規定による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)を乗じて計算した金額(100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)の延滞金を加算して納めてください(地方税法第56条第3項及び第72条の44第3項の規定による控除期間がある場合は、延滞金の計算期間から除きます。)。なお、法人事業税及び特別法人事業税の延滞金の計算は、法人事業税及び特別法人事業税の合算額によって行うこととなります。
- 3 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- 4 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

  - (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第七十四号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三十九条の三及び様式第七十四号の改正規定は、令和五年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の宮城県税条例施行規則の規定による様式第三十九号(その一)、様式第三十九号(その二)及び様式第七十四号については、当分の間、改正後の宮城県税条例施行規則の規定によるものとみなす。

訓 令 甲

○宮城県訓令第二十五号

宮城県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

宮城県税事務取扱規程(昭和二十九年宮城県訓令甲第三十一号)の一部を次のように改正する。

様式第五十四号(その一)を次のように改める。

様式第54号 (その1)

|  |  |  |  |  |    |       |
|--|--|--|--|--|----|-------|
|  |  |  |  |  | 起案 | 年 月 日 |
|  |  |  |  |  | 決裁 |       |

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税更正 (決定)

法人事業税・特別法人事業税額又は地方法人特別税の 過少申告 不申告 重加算金 決定 決議書

次のとおり、更正決定し、通知してよろしいか伺います。

所在地

法人名

|                                     |  |
|-------------------------------------|--|
| 調 定 予 定 年 月 日                       |  |
| 通 知 予 定 年 月 日                       |  |
| 文 書 番 号 ( 通 知 番 号 )                 |  |
| 更 正 請 求 年 月 日                       |  |
| 資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額             |  |
| 資 本 金 の 額 及 び 資 本 準 備 金 の 額 の 合 算 額 |  |
| 資 本 金 等 の 額                         |  |

| この通知により納付すべき税額等  |  |
|------------------|--|
| 法 人 県 民 税        |  |
| 法 人 事 業 税        |  |
| 特別法人事業税又は地方法人特別税 |  |
| 過少申告加算金          |  |
| 不申告加算金           |  |
| 重加算金             |  |
| 合 計              |  |

|       |
|-------|
| 指定納期限 |
|-------|

|       |
|-------|
| 法定納期限 |
|-------|

| この通知により減少する税額等   |  |
|------------------|--|
| 法 人 県 民 税        |  |
| 法 人 事 業 税        |  |
| 特別法人事業税又は地方法人特別税 |  |
| 過少申告加算金          |  |
| 不申告加算金           |  |
| 重加算金             |  |
| 合 計              |  |

| 課税番号                                | 事業年度               | 申告区分      | 申告期限 | 申告年月日 | 税務官署処理年月日                                 |
|-------------------------------------|--------------------|-----------|------|-------|---|
|                                     | 年 月 日から<br>年 月 日まで |           |      |       |   |
| 課 税 標 準                             |                    |           | 税 率  | 税 額   | 使 途 秘 匿 金 税 額 等                           |
| 所得割                                 | 総 額                |           |      |       | 課税標準となる法人税額の総額                            |
|                                     | 年 万円以下の金額          |           |      |       | 本県分の課税標準となる法人税額                           |
|                                     | 年 万円以下の金額          |           |      |       | 法人税割額                                     |
|                                     | 年 万円を超える金額         |           |      |       | 道府県民税の特定寄附金税額控除額                          |
|                                     | 計                  |           |      |       | 税額控除超過額相当額の加算額                            |
| 付加価値割                               | 総 額                |           |      |       | 外国関連会社等に係る控除対象所得税額等相当額相当額又は個別控除対象所得税額等相当額 |
|                                     | 付 加 価 値 額          |           |      |       | 外国の法人税等の額の控除額                             |
|                                     | 資 本 金 等 の 額        |           |      |       | 仮装経理に基づく法人税額の控除額                          |
| 収入割                                 | 総 額                |           |      |       | 利子割額の控除額                                  |
|                                     | 収 入 金 額            |           |      |       | 差引法人税割額                                   |
| 合計事業税額                              |                    |           |      |       | 既に納付の確定した当期分の法人税割額                        |
| 平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額    |                    |           |      |       | 租税条約の実施に係る法人税割額の控除額                       |
| 仮装経理に基づく事業税額の控除額                    |                    |           |      |       | 既に納付の確定した事業税額                             |
| 既に納付の確定した事業税額                       |                    |           |      |       | 過不足均等割額                                   |
| 租税条約の実施に係る事業税額の控除額                  |                    |           |      |       | この処分により納めるべき県民税額                          |
| 差引過不足事業税額                           |                    |           |      |       | 均等割額                                      |
| 内 訳                                 | 所得割                | 付 加 価 値 割 |      |       | 算定期間中において事務所等を有していた月数<br>円×月数             |
|                                     | 資本割                | 収 入 割     |      |       | 既に納付の確定した当期分の均等割額                         |
| 減少する事業税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う繰越控除税額 |                    |           |      |       | 過不足均等割額                                   |
| 特別法人事業税又は地方法人特別税                    |                    |           |      |       | この処分により納めるべき県民税額                          |
| 課 税 標 準                             |                    |           | 税 率  | 税 額   | 利子割額                                      |
| 所得割に係る特別法人事業税又は地方法人特別税              |                    |           |      |       | 控除した金額                                    |
| 収入割に係る特別法人事業税又は地方法人特別税              |                    |           |      |       | 控除しきれなかつた金額                               |
| 合計特別法人事業税又は地方法人特別税                  |                    |           |      |       | 既に還付請求した利子割額                              |
| 仮装経理に基づく特別法人事業税又は地方法人特別税額の控除額       |                    |           |      |       | 既還付請求利子割額が過大である場合の納付額                     |
| 既に納付の確定した特別法人事業税又は地方法人特別税額          |                    |           |      |       | 均等割額                                      |
| 租税条約の実施に係る特別法人事業税又は地方法人特別税の控除額      |                    |           |      |       | 均等割額                                      |
| 差引過不足特別法人事業税又は地方法人特別税額              |                    |           |      |       | 均等割額                                      |
| 過 小 申 告 加 算 金                       | 通常分                |           |      |       | 均等割額                                      |
|                                     | 加重分                |           |      |       | 均等割額                                      |
|                                     | 計                  |           |      |       | 均等割額                                      |
| 不申告加算金                              |                    |           |      |       | 均等割額                                      |
| 重加算金                                |                    |           |      |       | 均等割額                                      |



様式第五十四号（その二）を次のように改める。

様式第54号 (その2)

|  |  |  |  |  |    |       |
|--|--|--|--|--|----|-------|
|  |  |  |  |  | 起案 | 年 月 日 |
|  |  |  |  |  | 決裁 |       |

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税更正 (決定)  
 過少申告  
 法人事業税・特別法人事業税の 不申告 加算金決定 決議書  
 重

次のとおり、更正決定し、通知してよろしいか伺います。  
 所在地  
 法人名

|                                     |  |
|-------------------------------------|--|
| 調 定 予 定 年 月 日                       |  |
| 通 知 予 定 年 月 日                       |  |
| 文 書 番 号 (通 知 番 号)                   |  |
| 更 正 請 求 年 月 日                       |  |
| 資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額             |  |
| 資 本 金 の 額 及 び 資 本 準 備 金 の 額 の 合 算 額 |  |
| 資 本 金 等 の 額                         |  |

|                 |  |       |                |  |
|-----------------|--|-------|----------------|--|
| この通知により納付すべき税額等 |  | 指定納期限 | この通知により減少する税額等 |  |
| 法人県民税           |  |       | 法人県民税          |  |
| 法人事業税           |  |       | 法人事業税          |  |
| 特別法人事業税         |  |       | 特別法人事業税        |  |
| 過少申告加算金         |  |       | 過少申告加算金        |  |
| 不申告加算金          |  |       | 不申告加算金         |  |
| 重加算金            |  |       | 重加算金           |  |
| 合 計             |  |       | 合 計            |  |

|      |                     |      |      |       |           |
|------|---------------------|------|------|-------|-----------|
| 課税番号 | 事業年度                | 申告区分 | 申告期限 | 申告年月日 | 税務官署処理年月日 |
|      | 年 月 日 から<br>年 月 日まで |      |      |       |           |

| 課 税 標 準 業 税                         |            |            |                                      | 県 民 税                                      |                   |                  |                  |
|-------------------------------------|------------|------------|--------------------------------------|--|-------------------|------------------|------------------|
| 課税標準                                | 税率         | 税額         | 用途秘匿税額等                              | 課税標準となる法人税額の総額                             | 本県分の課税標準となる法人税額   | 法人税割額            | 道府県民税の特定寄附金税額控除額 |
| 1号事業又は2号事業                          | 所得割        | 総額         |                                      | 税額控除超過額相当額の加算額                             |                   |                  |                  |
|                                     |            | 年 万円以下の金額  |                                      | 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 |                   |                  |                  |
|                                     |            | 年 万円以下の金額  |                                      | 外国の法人税等の額の控除額                              |                   |                  |                  |
|                                     |            | 年 万円を超える金額 |                                      | 仮装経理に基づく法人税額の控除額                           |                   |                  |                  |
|                                     |            | 計          |                                      | 差引法人税割額                                    |                   |                  |                  |
| 付加価値割                               | 総額         |            | 既に納付の確定した当期分の法人税割額                   |  |                   |                  |                  |
|                                     | 付加価値額      |            | 租税条約の実施に係る法人税割額の控除額                  |  |                   |                  |                  |
|                                     | 資本割        | 総額         | 過不足法人税割額                             |  |                   |                  |                  |
| 収入割                                 | 総額         |            | 均等割額                                 |  |                   |                  |                  |
|                                     | 収入金額       |            | 算定期間中において事務所等を有していた月数                |  |                   |                  |                  |
| 3号事業                                | 所得割        | 総額         | 円×月数                                 |  |                   |                  |                  |
|                                     | 付加価値割      | 総額         | 既に納付の確定した当期分の均等割額                    |  |                   |                  |                  |
|                                     | 資本割        | 総額         | 過不足均等割額                              |  |                   |                  |                  |
| 収入割                                 | 総額         |            | 減少する法人税割額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う繰越控除税額 |  |                   |                  |                  |
|                                     | 収入金額       |            | この処分により納めるべき県民税額                     |  |                   |                  |                  |
| 4号事業                                | 付加価値割      | 総額         | 重加対象所得金額                             |  |                   |                  |                  |
|                                     | 資本割        | 総額         |                                      |  |                   |                  |                  |
|                                     | 収入割        | 総額         |                                      |  |                   |                  |                  |
| 合計事業税額                              |            |            |                                      |  |                   |                  |                  |
| 事業税の特定寄附金税額控除額                      |            |            |                                      |  |                   |                  |                  |
| 既に納付の確定した事業税額                       |            |            |                                      |  |                   |                  |                  |
| 差引過不足事業税額                           |            |            |                                      |  |                   |                  |                  |
| 内 訳                                 | 1号事業又は2号事業 | 所得割        | 付加価値割                                | 各種加算金                                      | 過少申告加算金           | 通常分              |                  |
|                                     |            | 資本割        | 収入割                                  |  | 加重分               |                  |                  |
|                                     | 3号事業       | 所得割        | 付加価値割                                |  | 計                 |                  |                  |
|                                     |            | 資本割        | 収入割                                  |  |                   |                  |                  |
| 4号事業                                | 所得割        | 付加価値割      |                                      | 不申告加算金                                     |                   |                  |                  |
|                                     | 資本割        | 収入割        |                                      | 重加算金                                       |                   |                  |                  |
| 減少する事業税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う繰越控除税額 |            |            |                                      |  |                   |                  |                  |
| 特別法人事業税                             |            |            |                                      |  |                   |                  |                  |
| 課 税 標 準                             |            |            |                                      | 税率   | 税額                |                  |                  |
| 1号事業の所得割に係る特別法人事業税額                 |            |            |                                      |  |                   |                  |                  |
| 2号事業の収入割に係る特別法人事業税額                 |            |            |                                      |  |                   |                  |                  |
| 3号事業の収入割に係る特別法人事業税額                 |            |            |                                      |  |                   |                  |                  |
| 4号事業の収入割に係る特別法人事業税額                 |            |            |                                      |  |                   |                  |                  |
| 合計特別法人事業税                           |            |            |                                      |  |                   |                  |                  |
| 仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額                |            |            |                                      |  |                   |                  |                  |
| 既に納付の確定した特別法人事業税額                   |            |            |                                      |  |                   |                  |                  |
| 租税条約の実施に係る特別法人事業税の控除額               |            |            |                                      |  |                   |                  |                  |
| 差引過不足特別法人事業税額                       |            |            |                                      |  |                   |                  |                  |
|                                     |            |            |                                      | 分割基準                                       | 県民税               | 総数               |                  |
|                                     |            |            |                                      |  |                   | 本県               |                  |
|                                     |            |            |                                      |  | 事業税               | 従業員者、固定資産価額、軌道延長 |                  |
|                                     |            |            |                                      |  |                   | 総数               |                  |
|                                     |            |            |                                      |  | 本県                |                  |                  |
|                                     |            |            |                                      |  | 事務所等、発電用固定資産、電力容量 |                  |                  |
|                                     |            |            |                                      |  | 総数                |                  |                  |
|                                     |            |            |                                      |  | 本県                |                  |                  |
|                                     |            |            |                                      | 売上高  | 総数                |                  |                  |
|                                     |            |            |                                      |  | 軌道等               |                  |                  |

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 改正前の宮城県県税事務取扱規程の規定による様式第五十四号(その二)及び様式第五十四号(その二)については、当分の間、改正後の宮城県県税事務取扱規程の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第六百九十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和四年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

|            |                      |                   |             |          |
|------------|----------------------|-------------------|-------------|----------|
| 事業所番号      | 事業所の名称及び所在地          | 廃止する指定障害福祉サービスの種類 | 設置者名        | 廃止年月日    |
| 〇四一〇七〇〇四九六 | ラ・フレイズ 名取市増田三丁目三番十二号 | 就労継続支援A型          | 一般社団法人 こねくと | 令和四年十月一日 |

○宮城県告示第六百九十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和四年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

多賀城地区

二 処分の年月日

令和四年九月二十六日

○宮城県告示第六百九十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和四年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所  
石巻市渡波字長浜五八の二三(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的  
飛砂の防備

三 解除の理由  
指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第六百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和四年十月七日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 釜谷大須雄勝線

三 道路の区域

| 変更の区間                                       |      | 変更の前後           |                 |
|---|------|-----------------|-----------------|
| 石巻市雄勝町桑浜字桑浜一三番一地从先から<br>同市雄勝町桑浜字桑浜二三番三地从先まで |      | 敷地の幅員<br>(メートル) | 敷地の延長<br>(メートル) |
| 前   | 後    | 九・五<br>一五・一     | 一六・〇            |
| 二八・六<br>三〇・六                                | 一六・〇 |                 |                 |

○宮城県告示第六百九十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和四年十月七日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 釜谷大須雄勝線
- 三 道路の区域

| 変更の区間                |                     | 変更の前後           | 敷地の幅員<br>(メートル) | 敷地の延長<br>(メートル) |
|----------------------|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 前                    | 後                   | 敷地の幅員<br>(メートル) | 敷地の延長<br>(メートル) |                 |
| 石巻市雄勝町立浜字立浜二一九番一地先から | 同市雄勝町立浜字立浜二二〇番三地先まで | 八・二<br>八・五      | 二四・〇            | 二四・〇            |
|                      |                     | 二三・七<br>二七・八    |                 | 二四・〇            |

○宮城県告示第六百九十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和四年十月七日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 釜谷大須雄勝線
- 三 道路の区域

| 変更の区間               |                   | 変更の前後           | 敷地の幅員<br>(メートル) | 敷地の延長<br>(メートル) | 備考                         |
|---------------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------------------|
| 前                   | 後                 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 敷地の延長<br>(メートル) |                 |                            |
| 石巻市雄勝町立浜字立浜二二一番地先から | 同市雄勝町立浜字天神八〇番地先まで | 五・〇<br>四五・六     | 三七五・〇           |                 | 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
|                     |                   | 三・三<br>九・〇      | 四〇・〇            |                 |                            |

○宮城県告示第六百九十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年十月七日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 道路の種類 | 路線名     | 供用開始の区間                                | 供用開始年月日  |
|-------|---------|--|----------|
| 県道    | 釜谷大須雄勝線 | 石巻市雄勝町桑浜字桑浜二三番一地从先から同市雄勝町桑浜字桑浜二三番三地先まで | 令和四年十月七日 |

○宮城県告示第七百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年十月七日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 道路の種類 | 路線名     | 供用開始の区間                                  | 供用開始年月日  |
|-------|---------|--|----------|
| 県道    | 釜谷大須雄勝線 | 石巻市雄勝町立浜字立浜二一九番一地从先から同市雄勝町立浜字立浜二二〇番三地先まで | 令和四年十月七日 |

○宮城県告示第七百一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年十月七日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 道路の種類 | 路線名     | 供用開始の区間                              | 供用開始年月日  |
|-------|---------|--------------------------------------|----------|
| 県道    | 釜谷大須雄勝線 | 石巻市雄勝町立浜字立浜二二一番地先から同市雄勝町立浜字天神八〇番地先まで | 令和四年十月七日 |

○宮城県告示第七百二二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。  
その関係図面は、令和四年十月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

|       |       |   |          |
|-------|-------|---|----------|
| 道路の種類 | 路線名   | 供用開始の区間                                     | 供用開始年月日  |
| 県道    | 仙台村田線 | 柴田郡村田町大字菅生字宮根一〇八番一地从先から同郡同町大字菅生字宮根五四番一地从先まで | 令和四年十月八日 |

○宮城県告示第七百二三号

石巻市北方土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和四年九月二十九日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和四年十月七日

宮城県東部地方振興事務所

所長 小林 一裕

公 告

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条第一項及び第百十八条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生として採用する隊員の募集期間、試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり定める。

令和四年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 募集種目

自衛官候補生

二 募集期間

令和四年十一月二日（木）まで

三 試験期日

(一) WEB筆記試験

令和四年十一月十二日（土）から十五日（火）（期間内にWEB上で受験可能）

(二) 身体検査及び口述試験

令和四年十一月十九日（土）

四 試験種目

筆記試験（国語、数学、地理歴史、公民及び作文）、口述試験、適性検査、身体検査及び経歴評定（経歴評定とは、多様な経歴を有する受験者の能力を総合的に評価するもの）

五 試験場の位置及び名称

受験案内により通知する。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和四年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 名 称           | 所 在 地           | 指 定 年 月 日 |
|---------------|-----------------|-----------|
| ウジェ調剤薬局 赤井駅前店 | 東松島市赤井字川前一九の三   | 令和四年十月一日  |
| 気仙沼三日町薬局      | 気仙沼市三日町二丁目二番一―号 | 令和四年十月一日  |
| わたり調剤薬局       | 巨理郡巨理町字新町五三一―四  | 令和四年十月一日  |

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和四年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 名 称 | 所 在 地 | 辞 退 年 月 日 |
|-----|-------|-----------|
|     |       |           |

わたり調剤薬局

巨理郡巨理町字新町四〇番

令和四年九月三十日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和四年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県工事積算総合システム運用機器貸借、導入設定及び保守業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 土木部事業管理課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和四年九月二十八日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NECキャピタルソリューション株式会社東北支店

仙台市青葉区中央四丁目六番一号

五 落札金額 三億七千七百三十八万四千四百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和四年八月十九日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和四年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

東松島市赤井字下新丁九十七番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東松島市赤井字有明二十二番地五 グリーン

ゲールズC二〇一

保坂 純

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和四年十月七日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

栗原市築館字上高森五十一番一、五十二番一、

五十三番一、五十四番一、五十五番一、六十一番

百十三、六十八番一、七十二番

栗原市築館字上高森四十九番地五

株式会社築館クリーンセンター

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和四年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立学校教育用コンピュータ貸借（四校）一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和四年八月二十二日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 日通リース&ファイナンス株式会社 東京都港区海

岸一丁目十四番二十二号

五 落札金額 三千六百五万二千五百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和四年八月二日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和四年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量

1 宮城県立高等学校電子計算組織貸借（志津川高等学校）一式

2 宮城県立高等学校電子計算組織貸借（松山高等学校）一式

3 宮城県立高等学校電子計算組織貸借（宮城野高等学校）一式

4 宮城県立高等学校電子計算組織貸借（農業高等学校）一式

5 宮城県立高等学校電子計算組織貸借（柴田農林高等学校）一式

6 宮城県立高等学校電子計算組織貸借（小牛田農林高等学校）一式

- 7 宮城県立高等学校電子計算組織貸借（南郷高等学校） 一式
  - 8 宮城県立高等学校電子計算組織貸借（工業高等学校） 一式
  - 9 宮城県立高等学校電子計算組織貸借（白石工業高等学校） 一式
  - 10 宮城県立高等学校電子計算組織貸借（石巻工業高等学校） 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日

- 一の1 令和四年八月二十九日
- 一の2 令和四年九月二日
- 一の3 令和四年八月二十九日
- 一の4 令和四年九月二日
- 一の5 令和四年九月二日
- 一の6 令和四年八月二十九日
- 一の7 令和四年八月二十九日
- 一の8 令和四年八月二十九日
- 一の9 令和四年九月二日
- 一の10 令和四年八月三十一日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地

- 一の1 NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目十五番三号
- 一の2 株式会社ナリサワ 石巻市駅前北通り二丁目十二番二十七号
- 一の3 F L C S株式会社 東京都千代田区神田練堀町三番地
- 一の4 NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目十五番三号
- 一の5 日通リース&ファイナンス株式会社 東京都港区海岸一丁目十四番二十二号
- 一の6 日通リース&ファイナンス株式会社 東京都港区海岸一丁目十四番二十二号
- 一の7 NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目十五番三号
- 一の8 NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目十五番三号
- 一の9 日通リース&ファイナンス株式会社 東京都港区海岸一丁目十四番二十二号
- 一の10 株式会社ナリサワ 石巻市駅前北通り二丁目十二番二十七号

五 落札金額

- 一の1 二千六百四十四万四千四十円
- 一の2 三千四百四十五万六千五百九十円

- 一の3 二千四百八十八万七千二百九十円
  - 一の4 四千九百七十二万千円
  - 一の5 五千七百九十九万七千五百円
  - 一の6 五千二百四万千円
  - 一の7 三千八万九千七百三十円
  - 一の8 二億四千四百六十五万五千四百円
  - 一の9 一億六百五十九万円
  - 一の10 七千四百四十二万四千九百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和四年八月五日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
令和四年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 研修用システム貸借 一式
  - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 履行期間 令和五年三月一日から令和十年二月二十九日まで
  - 4 履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを

なされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合であっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。  
7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしているとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二二一三三三五）へ令和四年十月二十日（木）午後五時までに提出すること。  
三 入札書の提出場所等

1 担当課  
千九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

2 入札説明書等の交付方法  
この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

3 一般競争入札参加資格審査  
入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和四年十一月二日（水）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間にあって、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限  
入札書を持参する場合は、5の開札の日時までの間とする。ただし、郵送による場合は、令和四年十一月十七日（木）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所  
(一) 日時 令和四年十一月十八日（金）午前九時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎地下一階入札室

四 入札に参加することができない者  
二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者  
五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあるとき、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第百十三条及び第百十四条の規定に



よる。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters November 17, 2022, 5 : 00 p.m.

2 Item/Service Required : Lease of a training system - 1set

3 Date and Place of Bid Selection : the Bidding Room, Miyagi Prefectural Police Headquarters November 18, 2022, 9 : 30 a.m.

4 Contact : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel. 022-221-7171 Ext. 2232

選挙管理委員会

○宮選管告示第百七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百十条の五の規定により交付した左記の証票は、令和四年九月二十日以降無効とする。

令和四年十月七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

記

証票番号

第三号の〇〇一

監査委員

○宮城県監査委員告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年10月7日

宮城県監査委員 高橋 伸二  
宮城県監査委員 渡辺 忠晃  
宮城県監査委員 成田 加里  
宮城県監査委員 吉田 計

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名 住 所

池田 孝司 宮城県仙台市若林区保春院前丁5番地の184

木村 雅弘 福島県相馬市小野字五反田35番地の1

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和4年10月7日から令和5年3月31日まで